

わたしとあなた…。それぞれが「愛」と「優」の心をいつも大切に。おたがいを認め、支え合うまち・京都を。



人権情報誌

2012.2

Vol. 45

● 輝きピープル
シンガーソングライター
川嶋あい さん
無関心を好奇心に、
そして行動へ

● 特集
**ホームレスの方の
自立に向けて**

● 京にはばたく
**孤立する希少難病患者を
つなぎ、支える**
NPO法人
希少難病患者支援事務局(SORD)
代表理事 小泉二郎さん





無関心を好奇心に、 そして行動へ

シンガーソングライター

かわしま
川嶋あいさん

昨年10月に京都市で行われた人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト2011」で素敵なステージを繰り広げてくださったシンガーソングライター・川嶋あいさん。15歳の時に福岡県からたった1人で上京、路上ライブをきっかけに歌手になるという夢を実現されました。現在は歌手活動のほかに、国際協力NGO ALW(アイラブワゴン)を設立し途上国に学校を建設、また東日本大震災からの復興支援を行うなど、幅広い活動をされている川嶋さんに自身の歌や活動にこめる想いなどについて、お話を伺いました。

* 歌を通じて想いを伝えたい

昨年10月15日に京都会館で開催された「ヒューマンステージ・イン・キョウト2011」では、タレントの森脇健児さんとのトークの後、ライブで歌を披露させていただきました。会場のみなさんも温かく迎えてくださり、久しぶりの京都でのステージだったのでとても楽しかったです。

今回のテーマ「人 ココロ みんながつながり生まれる愛」は昨年3月11日に発生した東日本大震災を機に、人と人とのつながりの大ささをもう一度みんなで考えようというメッセージがこめられたものとのことです。私自身、阪神・淡路大震災から10年後の2005年に、神戸市長田区の商店街でライブをさせていただく機会がありました。大きな哀しみを背負った町を何度も訪ねる中で、町の人たちとつながることで逆に勇気をいただき、辛さを背負いながらも強く生きる姿からたくさんのこと教えてもらいました。また、被災した子どもたちと話す機会もあり、震災当時の状況や、両親を亡くしたことなどを自ら話してくれました。

今回の東日本大震災でも、自分のできることは何だろうと考え、まず始めたのが“路上ライブ”でした。デビューするきっかけであり、素晴らしいスタッフとも出会えて、たくさんの人とのつながりをもたらしてくれた私の原点である路上ライブをもう一度やろうと決めたのです。多くの人に賛同いただき、各地でたくさんの義援金にもご協力いただきました。



またヒューマンステージ・イン・キョウトでもお話ししましたが、被災地を訪ねて知ったことの一つに、宮城県南三陸町の戸倉小学校のことがあります。戸倉小学校では、校舎が津波に流されましたが、児童のみなさんは避難したお堂で、暗闇の中たき火をしながら1週間後に歌うはずだった卒業ソングを何度も歌ったそうです。それが私の「旅立ちの日に…」という曲と重なったので、5ヶ月後の8月21日に行われた卒業式に私も出席し、みなさんと一緒にこの曲を歌わせていただきました。

私は被災された方々には頑張ってという言葉を直接かけるのではなく、私の歌のように「大丈夫だよ」という想いをそっと伝えていけたらと思っています。言葉や想いを押しつけるのではなく、私の歌を受け取ってくださった方々が、それぞれに何かを感じてもらえたらいな、と思っています。

* 夢を持つことの大切さ

私が社会貢献活動に取り組むきっかけになったのは、中学2年生の時に見たテレビのニュースでした。アフリカの人たちの貧困や飢餓の様子に大きな衝撃を受け、将来、何か支援したいと思ったのです。その後色々なNGOの方々からお話を聞く機会がありましたが、共通して言っていたのは、教育が大切だということでした。そこで途上国に学校を建設しようと、国際協力NGO ALW(アイラブワゴン)を立ち上げ

ました。2006年のブルキナファソ(西アフリカ)をはじめ、カンボジア、リベリア(西アフリカ)、東ティモールなど6校が完成し、もうすぐインドに7校目が完成する予定です。

ただし、学校を建設しても、勉強に専念できる子ばかりではなく、2、3時間も歩いて学校に通つくる子や、農作業などを家の手伝いで毎日学校に通えない子などもたくさん見てきました。それでもみんな将来は学校の先生になって、両親を支えていきたいというような“夢”を持っていて、とても輝いているのです。また、貧しいけれど、子どもなりに地域のコミュニケーションでつながっていて、人のふれあいを大切にしている姿がありました。

そのような子どもたちの姿を目にするうちに、幸せの捉え方も変わってきました。日本はたくさんの物や情報に恵まれていますが、みんなどこか孤独で、時に親が子を、子が親を殺すような悲惨な犯罪も起きています。途上国の子どもたちと接していると、物があることがそのまま幸せにつながるわけではないのだと気付き、何が幸せなのか、すごく考えさせられました。

そこで感じたのは、“夢”を持つこと、そして関心を持つことで人と人がつながることが大切なのだ、ということです。私自身、歌手になるという夢をずっと持っていました。プレイするきっかけとなった路上ライブは、歌手としての将来が全く見えない状況で始めたもので、これで駄目だったら諦めようという最後の賭けでしたが、結果的には私の歌う姿に聴いてくれる人が集まり、後にスタッフとして支えてくれることになった人たちとも出会い、夢を実現させることができました。“崖っぷち”的状態からどうして夢がかなったのかというと、どんなときでも夢を失わず、歌うことに真っ直ぐだったからだと思います。だからどんな状況でも“夢”を持っていてほしい。大きな夢を持つことは、時に苦しみを伴うこともあります、夢を持つことで救われることもあるし、また夢をかなえる過程の中に輝きがあるので、恐れずに挑戦してほしいと思っています。

* 知ろうとすることが行動へ

また、3年ぐらい前からファンの方にALWの活動についてお話し、1枚100円のポストカードを購入いただきて全額建設資金に充てるという形でご協力をいただけるようになりました。すると現地の開校式に参加してくれる人、関心が高まってNGO活動を始める人、自分で募金活動を始める人や、またそういう人たちに協力したいという人も現れ、どんどん支援の輪が広がってきたのです。

私はALWのHPでは“無関心を好奇心に”という宣言をしています。それは、知ろうとしない限り、そこには何の想いも行動も生まれないという意味です。関心を持つと行動につながります。知ることで楽しくなったり、時には苦しんだりすることもありますが、色々なことを正しく知ろうとすれば、様々な人やものにつながることができ、人生が豊かなものになる



のではないでしょうか。

以前は途上国への支援活動や被災地を巡ることを偽善と言われたくなくて、黙っていた時期もありましたが、1人でも2人でも自分の想いが伝わり、心に響くものがあれば、そこから何かが生まれるかもしれないと思い直し、自分の気持ちと行動を伝えていこうと決めました。いつか一緒に大きな支援ができればいいなと思っています。

☆ ☆ ☆

私にとって歌うことは、自分自身への興味であり挑戦です。そして支えてくださった多くの方への恩返しもあります。

恩返しと言えば、私は亡くなった大好きな母に「ありがとう」という言葉を伝えられなかったことをずっと後悔しています。みんなさんは、どうか大好きな人を大切にして、感謝の気持ちを時々でもいいのできちんと伝えてほしい。大切な人がいることを当たり前と思わず、そういう優しい心をいつも忘れずにいてほしいと思っています。

プロフィール 川嶋あいさん

1986年生まれ、福岡県出身。シンガーソングライター。15歳のときに単身で上京。16歳から四谷や渋谷で路上ライブを始め、2人組みユニット“i WISH”的ボーカルaiとしてデビュー、1stシングル「明日への扉」がオリコンで2週連続1位を獲得。2005年には川嶋あいとしてソロデビューを果たす。19歳で路上ライブ1,000回を達成。自伝本に「最後の言葉」(ゴマブックス)がある。途上国に学校を建設する国際協力NGO ALW(アイラブワゴン)を立ち上げるほか、阪神・淡路大震災、東日本大震災の被災地に対するチャリティ活動など、幅広く活動を展開している。

川嶋あいオフィシャルサイト
<http://www.kawashimaai.com/>



「My Favorite Songs ~WING~」を 差し上げます

川嶋あいさんのサイン入りCDアルバム「My Favorite Songs ~WING~」を2名様にプレゼントします。
ハガキに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号と「あい・ゆーKYOTO」へのご感想、ご意見等(必須)をお書きの上、平成24年3月2日(金)(当日消印有効)までに下記へお送りください。抽選結果の発表は発送をもって代えさせていただきます。

〒604-8571(住所不要)
京都市人権文化推進課
「あい・ゆーKYOTO」Vol.45 CDプレゼント係まで



特集

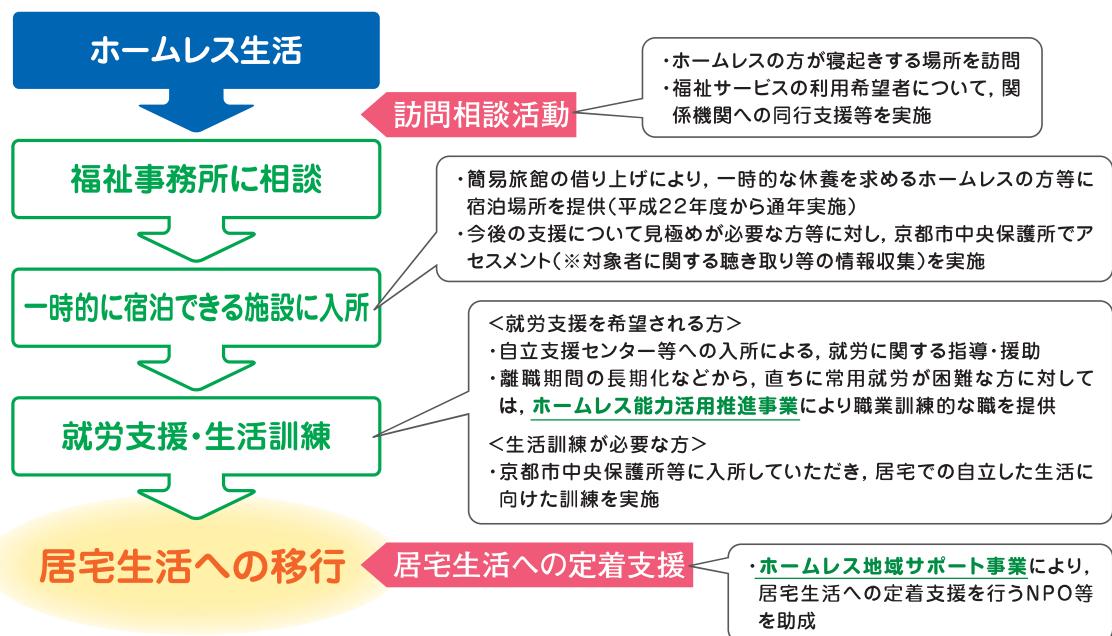
ホームレスの方の自立に向けて

平成23年1月に行われた全国調査によると、京都市内のホームレスの方の数は267名で、これまでの自立支援の取組により、多くの方が居宅での生活に移られたことから、人数が最も多かった平成15年1月の調査と比べると357名の減少となっています。

一方、ホームレスの方の高齢化や、路上生活の期間の長期化が進むとともに、近年では派遣切りなどにより職と住まいを同時に失った若年のホームレスの方への対応も必要となっています。現在、京都市では「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づき、自立に向けた様々な支援策を推し進めています。

今回はその取組の一部をご紹介します。

京都市におけるホームレスの方への自立支援の流れ



ホームレス地域サポート事業について

平成23年度から「京都市ホームレス地域サポート事業」として、路上生活から居宅での生活に移られた方等に対する地域への定着を支援する取組や、再び路上生活に戻られることを防ぐ取組を実施する民間団体等に対し、事業費の助成を行っています。

ホームレスの方に対する支援に意欲やノウハウがある団体の方はぜひご応募ください。

※平成23年度の募集は終了しています。平成24年度の募集は、4月以降に行います。

助成の対象となる事業

- (1) 元ホームレスの方が安心して過ごせる居場所を確保することなどにより、社会生活習慣を身に付けるための指導援助や、就労意欲を向上させるための相談及び指導を行い、地域生活への復帰を支援する事業
- (2) 元ホームレスの方が地域において継続的な生活が営めるよう、地域住民や関係機関に対して働きかけ、理解を求めるこにより、地域社会での孤立を防止する事業
- (3) 元ホームレスの方が互いのつながりを深め相互支援が図られるよう、交流できる場所を提供するとともに、必要に応じて相談を行うことにより、再び路上生活に戻られることを防ぐ事業



ホームレス能力活用推進事業について

民間企業等に対して職業訓練的な職の提供を依頼するとともに、ホームレスの方の雇用に関する啓発等を行う事業を、平成23年3月から財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンターに委託して実施しています。

職の提供の対象となるのは、働く意欲はあるものの正規の雇用が決まらないホームレスの方や、直ちにフルタイムでの就労が困難なホームレスの方のうち、ホームレス自立支援センター等の施設に入所している方です。

また、民間企業等から求めるだけでなく、京都市からも職業訓練的な職の提供を行っています。

今回は、本事業の委託先である財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンターの木村祐子事務局長から、実際にこの事業を実施して気付いたことなどを伺いました。

Q1 この事業を利用したホームレスの方に変化は見られますか。

A1 はい。これまで長い期間、路上などで不規則な生活をされていたホームレスの方が、この事業を利用することで生活のリズムを整えるとともに、仕事に対する意欲や自信を取り戻しています。

Q2 自立につながった具体的な事例はありますか。

A2 例えば、Aさんは、公衆トイレの清掃や墓地の除草といった仕事に40回以上も従事し、支払われる賃金をコツコツと貯め、携帯電話など就職活動に必要な品物を購入し、粘り強い就職活動を行った結果、見事に民間企業に採用されました。

この他にも就労に至った方や、職業訓練等の受講に至った方も複数おられます。

Q3 成果が現れてきているのですね。反対に課題はありますか。

A3 この事業の本来の目的は、民間企業からホームレスの方に職を提供していただくことです。これまで多くの企業に職の提供をお願いしましたが、非常に厳しい状況です。

このため、ホームレスの方に提供する仕事は、京都市や社会福祉法人から捻出していただいているほか、当法人としましても、有償の家事ボランティアの仕事を提供するなどして対応しています。

Q4 民間企業の協力が得られないのは、どうしてでしょうか。

A4 ホームレスの方を雇用することに不安を持たれる企業も多いですし、障がいのある方を雇用した場合の助成金のように、ホームレスの方を雇用することについて、企業側のメリットが見えないことなども原因ではないかと考えています。

Q5 今後、この事業を生かしホームレスの方の自立を進めるために何が求められるのでしょうか。

A5 この事業に対するホームレスの方のニーズは非常に高く、事業の実効性を高めていくためには、もっと多くの仕事が必要です。それには、行政から提供される仕事だけではなく、やはり、民間企業の協力が不可欠です。京都市とも連携して、民間企業に対する啓発活動を更に進めていきたいと思います。

また、ホームレスの方に、自立への意欲を持っていただくことも大切です。成功事例を一つ一つ積み重ねることによって、ホームレスの方に「自分も頑張ってみよう」と思っていただけるよう、努力していきたいと思います。

そして、市民の方に向けては、ホームレスの方への差別や偏見の意識をなくしていくことが大切です。市民一人ひとりが大切にされ、生き生きと活動できるまち・京都を作っていくためには、ホームレスの方の人権について理解し、関心を持ち続けることが求められます。



こうした支援策と共に、私たち一人ひとりが、ホームレスの方への偏見や差別の意識を持たずには、社会全体の問題として正しく理解していくことが何よりも大切です。

問合せ先

このページの内容について、詳しくは、保健福祉局生活福祉部地域福祉課
(TEL:251-1175 FAX:256-4652)へお問合せください。

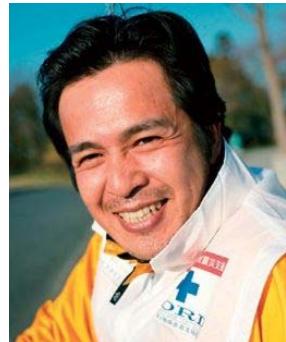


京にほばたく

孤立する希少難病患者をつなぎ、支える

NPO法人 希少難病患者支援事務局(SORD) 代表理事 小泉二郎さん

患者数が少なく、原因不明で治療薬や治療法も確立されていない「希少難病」。厚生労働省によると、その数はおよそ7,000とされていますが、公的な支援制度の対象になっている疾患はごくわずかしかありません。孤独と不安の中で病気と闘う患者の方々を支援するNPO法人 希少難病患者支援事務局(通称SORD・ソルド) 代表理事の小泉二郎さんに活動内容と現状に対する思いを伺いました。



希少難病患者の置かれている現状

私が希少難病患者の支援に関わるようになったのは、遠位型ミオパチー(*1)という希少難病の患者で、現在ソルドの副代表理事でもある中岡亜希さんとの出会いがきっかけでした。私は医療の専門家ではありませんし、中途半端にできるものではないと随分迷いましたが、彼女が取り組む遠位型ミオパチーの難病指定を求めた署名活動に携わり、患者自身が活動することの困難さ、患者の方々が置かれた大変な状況を目の当たりにし、誰もやらないなら自分がやるしかないと2009年にソルドを設立したのです。

現在約7,000あると言われる希少難病ですが、国の研究対象疾患に指定されている難病はわずか364疾患(2011年12月現在)。指定以外の疾患に対する援助は一切ありません。原因も不明で、治療法も開発されないため、病院で受診しても仕方がないと諦めて、治療すら受けていない患者が多いのが実情です。

*1)筋力が低下する筋疾患の一つ。筋疾患の多くは胸や腰の辺り、上腕・太腿部など軽々に近い筋が侵されるが、遠位型ミオパチーは手指や下腿など手足の先から筋力が低下していく。

患者同士のつながりから先端医療研究など様々な事業を展開

現在ソルドでは、国内事業、国際情報事業、研究事業の三つの活動を行っています。国内事業の一番大きな取組としては「Re:me(リミィ)」というSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス) (*2)の運営です。希少難病については病院間の連携がなく、情報も集まりにくいため、患者の方には自分と同じ病気の人を探す手段として、また、ネットを介して交流していただく場として活用いただいております。

また、昨年の東日本大震災では、病院のカルテが津波で流されたり、患者がお薬手帳を紛失されたりしたため、間違った治療が行われ生命の危機に至るようなケースもありました。そこで、ソルドではネット上に薬や病状に関する情報を登録していただくことで、いつでもネットでその情報が引き出せる『災害手帳』というシステムを新たに開発し、昨年11月からリミィ内において運用を開始しています。また、登録されたデータは、今後の研究開発にも活用(提供の意思確認が前提)が検討されています。

国際情報事業では、病気についての情報や難病に関する国際機関の情報を海外から収集し国内の患者に提供するとともに、海外の患者や患者支援組織と連携するための整備も進めています。

す。ソルドはアジアで唯一の希少難病に関する団体として各国からも注目され、期待されています。

研究事業では、科学と社会学の分野で研究を進めています。科学分野では具体的な治療につながるiPS細胞やゲノム解析などの研究を、また社会学分野では患者から暮らしの中での問題について聴き取り、データをまとめ、問題解決に向けて取り組んでいます。

*2)人と人とのつながりをサポートするコミュニティ型のwebサイト。友達や知り合のコミュニケーションをスムーズにしたり、趣味や居住地域、出身校、「友人の友人」などのつながりを通して新たな人間関係をインターネット上で構築する場を提供。

患者が安心して暮らせる社会に向けて

希少難病の患者は、自分の病気のことが現代の医学でも分からず現状に困惑し、社会保障制度がなく将来どうなるのか分からないなど多くの不安を抱えておられます。また希少難病の8割が遺伝子に起因する疾患と言われているため、病気を理由に結婚を反対されるという話も聞きますが、実はその多くは遺伝子が突然変異するなど偶然によって引き起こされたものであり、全てが遺伝するわけではないのです。まず正しい知識を持っていただきことで、誤解や偏見がなくなればと思います。

加えて、現在日本では治療法のない疾患の患者がおられるにも関わらず、その議論すらされていないことをもっと知りたいのです。

ソルドでは、患者に様々な情報を提供することで自身の病気と向き合うことをサポートするのはもちろんですが、患者と支援者、地域や周りの人たちがつながり、共に支え合って暮らせるような社会となるよう取組を進めてまいります。みなさんも、もし身近に希少難病に苦しむ方がおられたら、まずは心を寄せて関心を持ってほしいです。そのうえで、ソルドのような専門機関を紹介していただき、決して一人で悩まないでと伝えていただければと思います。最後になりますが、まずはソルドのホームページを見てください。

NPO法人 希少難病患者支援事務局 (SORD・ソルド)

住 所 京都市北区小山上初音町40-5
電 話 075-491-5553 (10:00~19:00 土日祝休)
F A X 075-491-5553
U R L <http://www.sord.jp/>

障害者基本法の一部改正について

障害者権利条約の批准に向けた国内関連法の整備を進めていくための第一歩として、障害者基本法の一部が改正され、平成23年8月5日に公布、施行（一部を除く）されました。

今回の改正は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進することを目的としています。

主な改正点について、簡単にご紹介します。

【障害者の定義の見直し】

心身の機能に障害があるだけでなく、社会的な制度や慣行などの影響で日常生活に相当な制限を受ける人を障害者として幅広く定義しています。

【差別の禁止】

障害者の社会参加を阻む要因について、企業などに「合理的配慮」を求めていました。例えば、車いすの人が就職したときに、会社に過度な負担を強いるわけでもないのに、会社内にエレベーター・スロープが整備されていない場合には、合理的配慮がなされていないことになります。

その他、選挙で円滑に投票できるよう、投票所の段差をなくすといったバリアフリー化を進めることや、裁判を受ける際には、手話通訳者を配置するなど、障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保すること、学校で障害のない子どもと一緒に学べる環境づくりなどが盛り込まれています。

新設された条文

●療育（第17条関係）

障害者である子どもが身近な場所で療育その他これに関連する支援を受けられるための必要な施策を講じなければならない 等

●防災及び防犯（第26条関係）

障害者が地域社会で安全にかつ安心して生活できるよう、性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関する必要な施策を講じなければならない 等

●消費者としての障害者の保護（第27条関係）

障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な情報の提供等に関する施策を講じなければならない 等

●国際的協調（第5条関係）

●選挙等における配慮（第28条関係）

●司法手続における配慮等（第29条関係）

●国際協力（第30条関係）

*障害者制度改革の基本的な考え方などは、「あい・ゆーKYOTO Vol.41(2011.2.)」でご紹介しています。

障害者基本法の改正の趣旨を活かし、いわゆる新法（障害者総合福祉法（仮称））の制定が次のステップとなっており、障害者制度改革はスタートしたばかり。引き続き、社会の一員である私たち一人ひとりが理解と关心を持ち続けることが大切です。

詳しくは、保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課（☎ 222-4161 FAX 251-2940）までお問合せください。

また、障害者基本法の一部を改正する法律の概要については、内閣府ホームページ内

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/pdf/gaiyo.pdf> からもご覧いただけます。



ブレイクタイム

人権の大切さについて、映画を見ながら考えてみませんか。

『ふたたび SWING ME AGAIN』

（2010年日本 監督=塙屋俊 出演=鈴木亮平・財津一郎ほか）



【あらすじ】死んだはずの老人が息子の家にやってきた。ハンセン病療養所から50年ぶりの社会復帰。かつてジャズマンだった老人は大学生の孫を連れ、昔の仲間達を訪ねる。そして老人の発病で諦めざるを得なかった幻のライブの実現に向け動き出す。

『ふたたび』が描くのは歳月の重さ。隔離政策ゆえに、仲間と共に過ごすはずだった場所から隔てられ、療養所で暮らした、長く重い50年。でもこの作品の主人公には、彼の帰りを待ち続けた仲間がいました。老いながら、待つことをそれぞれに貫き、彼を満面の笑みで迎えた仲間達の50年もまた、長く重い歳月です。

コメント：渡辺 毅さん
(わたなべ・たけし) 人権ワークショップを創造する「穀雨企画室」代表。「和い輪い人権ワークショップ」（第4回の案内を次ページに掲載）等の企画・運営を手がけている。

発売元：ギャガ 発売中

※いずれも参加費無料です。



参加してね!

講演会等

第17回ふしみ人権の集い

日 時	2月11日(土) 13:30~16:30
会 場	京都府総合見本市会館 京都パルスプラザ 稲盛ホール
内 容	第一部「2011年ふしみ人権の集いの取組報告」 ・年間テーマ「改めて見つめよう、忘れてはいけない原点」に基づく2回の学習会等の年間活動報告及び集いからのアピール 第二部 記念公演 「ひとを大切にしてきたまちからのメッセージ」 一世代を超えて、この地から伝えたい思いー 出演:和紗 & FDFダンスサークル
定 員	約600名 ※手話通訳あり
お問合せ	伏見区役所まちづくり推進課 ☎ 611-1144 FAX 611-0634

犯罪被害者支援京都フォーラム

日 時	2月4日(土) 13:30~16:00	
会 場	京都平安ホテル(上京区烏丸通上長者町上る)	
内 容	「京都市犯罪被害者等支援条例」の施行を機に、犯罪被害者を支える社会づくりに向け、市民の皆さんで考えるフォーラムを、京都犯罪被害者支援センターと共に実施します。 ○講演 平井紀夫さん(NPO法人全国犯罪被害者支援ネットワーク副理事長、(公社)京都犯罪被害者支援センター副理事長) ○パネルディスカッション コーディネーター:川本哲郎さん((公社)京都犯罪被害者支援センター理事、京都産業大学大学院教授) パネリスト:被害者遺族、京都府警察本部、京都市 定 員	先着150名
その他	<京都市犯罪被害者総合相談窓口> (公社)京都犯罪被害者支援センター相談電話 075-451-7830 月~金(祝日等を除く) 13:00~18:00	
お問合せ	暮らし安全推進課 ☎ 222-3193 FAX 213-5539	

第25回地域リハビリテーション交流セミナー

日 時	2月17日(金) 14:00~16:00
会 場	京都市身体障害者リハビリテーションセンター 体育館
内 容	テーマ「ありのままの思いを伝えたい」 地域リハビリテーションの推進とノーマライゼーションの啓発を目的として障害者による演劇、手話歌コンサート等を行い、障害者にとってやさしいまちにするために何が必要なのかを考えます。
定 員	150名
お問合せ	身体障害者リハビリテーションセンター ☎ 823-1666 FAX 842-1541

連続フォーラム「チョゴリときもの」No.19

日 時	3月4日(日), 9日(金), 16日(金) 14:00~16:00
会 場	京都市国際交流会館kokoka
内 容	在日コリアンを取り巻く現状を聞く、全3回の連続フォーラム。3月4日は大阪市立大学教授朴一さんの講演会です。
定 員	3月4日 100名、3月9日以降 各回50名
お問合せ	国際交流会館 ☎ 752-3511 FAX 752-3510

子どもたちの今と未来のため、社会のあらゆる場で「子どもを共に育む京都市民憲章」を実践しましょう!

わたくしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
 - 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
 - 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
 - 子どもが安心・育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
 - 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
 - 子どもを育む自分の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。
- (平成19年2月5月制定、3月13日憲章推進の市会議決)

2月5日は憲章の日です!

お問合せ

○児童家庭課

☎ 251-2380 FAX 251-2322

○家庭地域教育支援担当

☎ 251-0456 FAX 251-0133

ワークショップ

和い輪い人権ワークショップ第4回

日 時	2月17日(金) 13:30~16:30
会 場	京都市男女共同参画センター ウィングス京都
テー マ	【家庭】の中の人権「親しき中に『差別』あり? ~家庭の中の人権問題」
講 師	渡辺毅さん(穀雨企画室代表)
定 員	40名
事前申込	2月10日(金)までに「京都いつでもコール」 (☎ 661-3755 FAX 661-5855)にお申し込みください。
お問合せ	人権文化推進課 ☎ 366-0322 FAX 366-0139

相談・支援

人権擁護委員による特設人権相談

日 時	毎月第4木曜日 13:00~16:00(原則)
開催日時	(確定日時)については、開催月の1日付の市民しんぶん(全市版)にてご確認願います。
会 場	京都市消費生活総合センター (中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階)
定 員	6名
お問合せ	予約については「京都いつでもコール」 (☎ 661-3755 FAX 661-5855)にお申し込みください。 ※定員が埋まっている場合、当日の受付も行っております。 なお、人権擁護委員による人権相談は、毎月第曜日から金曜日(祝日を除く)8:30~17:15に、京都地方法務局(☎ 0570-003-110)において実施(常設人権相談)しているほか、京都府庁(府民総合案内・相談センター)においても、原則毎月第2木曜日13:00~16:00に実施(特設人権相談)しています。

人権啓発活動補助金

京都市では、人権が大切にされるまちづくりを推進するため、市内で活動する市民団体やNPO法人等が自主的に実施する啓発活動に対して、補助金を交付することにより支援を行っています。
○対象となる啓発活動:次の全てに該当する活動が対象となります。
・京都市人権文化推進計画に掲げる各重要課題に関するもの
・広く市民に広報しているもの
・京都市内で開催されるもの
・特定の市民、地域を対象としているもの
○交付対象:京都市内に主たる事務所等がある団体等 詳しくはホームページをご確認ください。 http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0_15.html
※お申込みされる前に、必ず事前にご相談をお願いします。

お問合せ 人権文化推進課 ☎ 366-0322 FAX 366-0139

講座

平成23年度「企業向け人権啓発講座」第10回

日 時	3月7日(水) 13:30~15:30
会 場	京都大学百周年記念館(1階)百周年記念ホール
内 容	テーマ:東日本大震災からもうすぐ1年 改めて考えよう、生と死を見つめ、今を大切に生きるために 講師:カール・ベッカーさん (京都大学こころの未来研究センター教授ほか) この回は、市民の皆さんも、ご参加いただけます! 「様々なつながりの中に生きている」私たち。個人の尊厳や自分の行動が及ぼす影響等について「改めて気付き、考える機会」として、ぜひ、ご参加ください。
定 員	500名
お問合せ	人権文化推進課 ☎ 366-0322 FAX 366-0139

本誌は、ホームページでもご覧いただけます。

区役所・支所のまちづくり推進課、市役所の市政案内所ほかで配布しています。

各会場等にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

発行日 平成24年2月1日

発 行 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地Y・J・Kビル3階

☎ (075) 366-0322 FAX (075) 366-0139

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0.html>

3月11日(日)京都マラソン開催 当日はノーマイカーデー

京都市印刷物第233167号

